

介護老人保健施設はまなす苑 入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設はまなす苑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居他生活の復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引き受けとなる者（以下「家族等」という。）は、当施設に対しそのサービスの対する料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、介護老人保健施設サービス利用同意書を当施設に提出した時から効力を発します。

- 2 当施設への再入所に際しては、本約款別紙1及び別紙2の改定が行われたい限り、初回利用時の同意書提出をもって利用できるものとしますが、入所判定は初回同様の手続を要します。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び家族等は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除・終了することができます。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は利用者及び家族等に対し、次に掲げる場合には本約款に基づく入所利用を解除・終了することが出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合。
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続判定会議において、退所し居宅において生活できると判断された場合。
- ③ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、当施設での適切な介護老人保健施設サービスの提供を超えると判断された場合。

- ④ 利用者及び家族等が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(利用料金)

- 第5条 利用者及び家族等は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく介護老人保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴う必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者及び家族等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月7日頃までに送付し、利用者及び家族等は連帯して当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則として銀行振込による方法とします。
- 3 当施設は、利用者又は家族等から、1項に定める利用料の支払いを受けたときは、利用者及び家族等が指定した送付先に対し領収書を送付します。

(記 録)

- 第6条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録を閲覧、謄写を求めた場合には原則としてこれに応じます。ただし、利用者の親族、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾、その他必要と認められる場合（当施設が記録の閲覧、謄写を拒否した結果、利用者の利益を損なうと判断した場合）に限りこれに応じます。

(身体の拘束)

- 第7条 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある

等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(業務継続計画の策定等)

第8条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(衛生管理)

第9条 当事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するものとします。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止のための対策検討委員会を定期的に行うとともに、その結果について従業者に

周知徹底を図るものとします。

(2) 虐待防止のための指針の整備をするものとします。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施するものとします。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は支援相談員 蛭名 由紀子です。

(就業環境の確保)

第11条 当事業所は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動または優越的関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとします。

(秘密の保持)

第12条 当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、正当な理由無く第三者に漏らしません。ただし、個人情報に関する同意書記載の個人情報については利用者及び家族等からあらかじめ同意を得た上で利用するものとします。

2 前項に定めのない個人情報利用の必要性がある場合には、その都度、個人情報の内容、必要理由を文章で示し、新たに利用者及び家族等から同意を得た上で利用するものとします。

(緊急の対応)

第13条 当施設は、利用者に対し施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼することがあります。

2 当施設は、利用者に対し当施設における介護老人保健施設サービスの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

(事故発生時の対応)

第14条 サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者の住所を有する市町村、ご家族等に連絡を行うものとします。また、事故の状況及び事故に際してとった処置について連絡するとともに、その原

因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

尚、事故発生、再発防止の措置を適切に実施するための担当者は施設長 高橋賢二です。

(賠償責任)

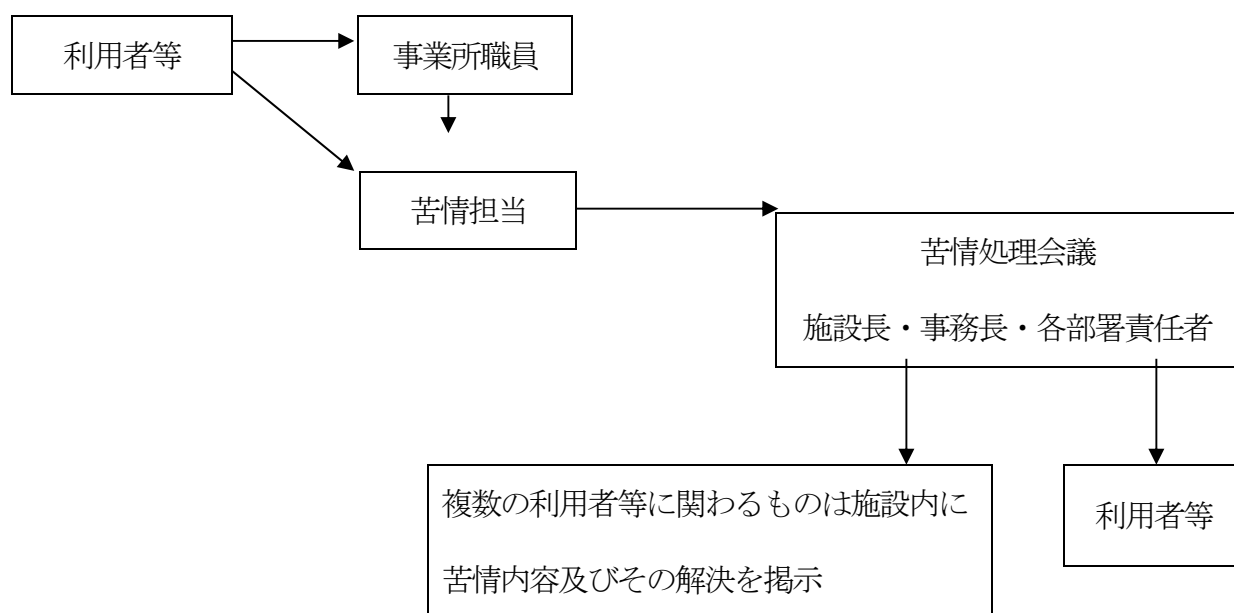
第15条 介護老人保健施設サービスの提供による事故等にもなつて、当施設の責に帰すべき事由により利用者が損害を被つた場合、当施設は、当施設は利用者に対して損害賠償をするものとします。(当施設は、全国老人保健施設共済と損害賠償保険契約を締結しています。)

2 利用者の責に帰すべき事由によつて、当施設が損害を被つた場合、利用者及び家族等は連帯して当施設に対しその損害を賠償するものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第16条 利用者及び家族等は、当施設の提供する介護老人保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当職員に申出ることができます。

担当職員	支援相談員	蛭名	由紀子
電話番号	0175-26-3333	FAX	0175-26-3600
受付時間	午前9時から午後6時まで		



2 前項の他、利用者が住所を有する市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

むつ市介護保険係 0175-22-1111

青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会） 017-723-1336

(利用約款に定めない事項)

第17条 この約款に定められない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めることにより、利用者又は家族等と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設 はまなす苑のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 はまなす苑
- ・開設年月日 平成7年5月2日
- ・所在地 むつ市大字奥内字金谷沢 1-167
- ・電話番号 0175-26-3333 FAX 0175-26-3600
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0250880010 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下における介護や機能訓練、その他の必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く居宅での生活にもどることができるように支援する事を目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には療養環境などの調整等、退所時の支援も行いますので安心して退所いただけます。

この目的にそって、当施設では以下のような運営方針を定めていますので、ご理解いただいたうえでご利用下さい。

「介護老人保健施設はまなす苑の運営方針」

- 1 この施設は、介護保険法における要介護者に対し、医療、看護、介護、機能訓練等の施設業務をもって生活の自立と家庭復帰を促進する。
- 2 この施設は、入所者の基本的人権と個別生活を尊重し、障害を有しているにもかかわらず希望と生きがいのある生活を送れるよう、その援助に努める。
- 3 この施設は、入所者の快適、平穩、安全な生活確保と環境保全のために、防災及び衛生対策に十分配慮する。
- 4 この施設は介護保険の社会的責任に基づき、施設の高水準化を目指すとともに、

「寝たきりゼロ」への適切な訓練等によってその予防策を積極的に展開する。

5 この施設は、利用者の健康、生命の担い手として職員の資質向上を図るとともに、明るく家庭的な施設、魅力ある職場の実現を目指す。

6 この施設は、地域保健医療の拠点となり、その設備、技術知識等を住民に解放し、通所リハビリテーション、短期入所療養介護等の事業をもって在宅に寄与する。

(3) 入所定員 100名

療養室 2人室 18室 4人室 16室

2. サービス内容

① 施設サービス計画の立案

② 食 事

朝 食 7時20分～

昼 食 12時30分～

夕 食 17時45分～

※ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

③ 入 浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）

④ 医学的管理・看護・栄養管理・口腔衛生管理

⑤ 介護（退所時の支援も行います）

⑥ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）

⑦ 相談援助サービス

⑧ 理美容サービス

⑨ 行政手続き代行

⑩ その他

※これからのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当事業所では下記の医療機関・歯科の医療機関に協力いただいております。

・協力医療機関

- ・名 称 むつ総合病院
- ・所在地 むつ市小川町一丁目 2 - 8

・協力歯科医療機関

- ・名 称 小田川歯科医院
- ・所在地 むつ市金曲一丁目 1 - 6

緊急時の連絡先

緊急の場合には「緊急時連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

- ・面会
- ・外出・外泊
- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取扱い
- ・設備・備品等の持込み
- ・所持品・備品等の持込み
- ・金銭・貴重品の管理
- ・外泊時等の施設外での受診
- ・宗教活動
- ・ペットの持込み

5. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、消火栓、防火扉、準耐火構造 放射線防護設備
- ・防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽に連絡ください。（電話0175 - 26 - 3333）

8. その他

当施設の詳細について、パンフレットを用意してありますのでご請求ください。

<別紙2>

介護老人保健施設サービスについて

1 介護保険者証の確認

説明を行うにあたり、ご利用希望者の介護保険者証を確認させていただきます。

2 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただけるかという施設サービス計画（ケアプラン、リハビリプラン、栄養プラン）に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人及びご家族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくことになります。

医療等：介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護師・管理栄養士等が常勤しておりますので、ご利用の状態に照らして適切な医療・看護・栄養管理・口腔衛生管理を行います。

機能訓練：原則として機能訓練室で行いますが、施設内のすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3 利用料金

(1) 基本料金

①・施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び介護保険負担割合によって利用料が異なります。以下は1割負担1日当たりの自己負担分です。）

・要介護1	793 円
・要介護2	843 円
・要介護3	908 円
・要介護4	961 円
・要介護5	1,012 円

外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は前記①料金に代えて362円となります。

※ 前記①料金に加え、以下の料金が加算されます。

・初期加算	入所後30日まで	1日当たり	30円
・夜勤職員配置加算		1日当たり	24円
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		1日当たり	22円
・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）			7.5%
・ターミナルケア加算			
	死亡日		1,900円
	死亡日前日及び前々日		910円
	死亡日前4～30日		160円
	死亡日前31～45日		72円
・短期集中リハビリ加算（Ⅱ）		1日当たり	200円
・認知症短期集中リハビリ加算（Ⅱ）		1日当たり	120円
・若年性認知症入所者受入加算		1日当たり	120円
・経口移行加算		1日当たり	28円
・経口維持加算（Ⅰ）		1月当たり	400円
・入所前後訪問指導加算（Ⅰ）			450円
・試行的退所時指導加算			400円
・退所持情報提供加算			500円
・退所時情報提供加算（Ⅰ）			500円
	（Ⅱ）		250円
・入退所前連携加算（Ⅰ）			600円
	（Ⅱ）		400円
・訪問看護指示加算			300円
・緊急治療費管理			518円

- ・特定治療 厚生労働大臣が定める額
- ・再入所栄養時栄養連携加算 1回につき200円
- ・所定疾患施設療養費 235円

② 食費 1日あたり 1,445円

朝食 380円 昼食 535円 夕食 530円

③ 居住費 1日あたり 370円（令和6年7月31日まで）

1日あたり 437円（令和6年8月1日から）

ただし、②及び③について負担限度額認定を受けている場合は、認定証記載額

(2) その他の料金

- ①2人室利用料 350円（1日あたり）
- ②理美容代 1,000円～2,500円（実費）
- ③教養娯楽費
 - クラブ活動費 （実費）
 - 行事の材料費 （実費）
- ④その他の日常生活費
 - 歯ブラシ 100円 歯磨き粉 100円
 - 箱ティッシュ 100円
- ⑤洗濯代 294円／1kg
- ⑥文書料
 - 再発行手数料 3,000円（税別）
 - 各種証明書料 2,000円（税別）
 - その他の診断書料（複雑なもの） 6,000円（税別）
 - その他の診断書料（簡潔なもの） 3,000円（税別）
 - 死亡診断書料 6,000円（税別）

(3) 支払方法

- ・毎月7日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日までにお支払ください。
- お支払いいただきますと領収書を発行いたします

4 職員体制

	常 勤	常勤兼務	夜 勤	業 務 内 容
施 設 長		1		施設業務統括
医 師		1		医療サービス
薬 剤 師	1			調剤・薬剤指導
看 護 職 員	9		1	看護サービス
介 護 職 員	23	2	4	介護サービス
支 援 相 談 員		3		利用者、家族等への相談援助
理 学 療 法 士		1		機能訓練全般（理学療法等）
作 業 療 法 士		3		機能訓練全般（作業療法等）
管 理 栄 養 士	1			栄養管理（栄養ケア・プラン）
介 護 支 援 専 門 員		2		施設サービス計画の立案
事 務 職 員	3			
そ の 他 職 員	12			

介護老人保健施設 はまなす苑 施設サービス利用同意書

介護老人保健施設 はまなす苑 の利用にあたり、当該利用約款を受領し、これらの内容に関して説明を受け、十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

氏 名 _____

住 所 _____

(家族等)

氏 名 _____ 続柄 _____

住 所 _____

介護老人保健施設はまなす苑

施設長 高 橋 賢 二 殿

請求書の送付先

住 所 _____

氏 名 _____ 電話 _____

緊 急 時 連 絡 先

順位	氏 名	住所及び連絡場所	電話番号
1	続柄	連絡先	
2	続柄	連絡先	
3	続柄	連絡先	
4	続柄	連絡先	
5	続柄	連絡先	
6	続柄	連絡先	

利用者氏名 _____ 様

個人情報に関する同意書

介護老人保健施設 はまなす苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、
お預りしている個人情報について、利用目的を以下のとおりとします。

1 施設内部での個人情報の利用

施設サービス計画等、療養生活に関わる計画書の作成

利用者のための処遇会議

事故発生時の関係機関への報告書の作成

介護保険各種申請の為の申請書の作成

2 他の事業者等への情報提供を伴う利用

利用者に居宅サービスを提供する事業所との連携（サービス担当者会議、照会への回答）

利用者の診療に当たり、外部の医師等の診察を求める場合

検体検査業務の委託その他の業務委託

事故による関係機関への報告

介護継続認定にかかる情報

審査支払機関への請求書の提出

損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

3 上記以外の利用

当施設において行われる学生等の実習への協力

施設内外で行われる事例研究・発表（利用者が特定される情報は使用しません）

上記について同意します。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 住 所 _____

家族等氏名 _____ 住 所 _____